

平成 29 年度
「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における
現地情報の収集(熱帯地域)
報告書

平成 31 年 3 月

林野庁

平成 29 年度
「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における
現地情報の収集（熱帯地域）
報告書 目次

1	報告書の概要	1
2	事業概要	3
2-1	事業の目的.....	3
2-2	事業の実施内容等.....	3
2-3	事業の実施体制.....	4
2-4	事業の実施スケジュール.....	6
3	クリーンウッド法の概要	9
3-1	基本方針.....	9
3-2	合法性の確認方法.....	9
4	生産国における情報の収集	13
4-1	フィリピン.....	15
4-2	タイ.....	115
4-3	ブラジル.....	191
4-4	エクアドル.....	247
4-5	ラオス.....	297
5	国内調査	379
5-1	目的.....	379
5-2	方法.....	379
5-3	結果.....	379
6	調査委員会	383
6-1	第一回調査委員会.....	383
6-2	第二回調査委員会.....	388
6-3	第三回調査委員会.....	393
7	事業者向け報告会	397

7-1	報告会概要	397
7-2	参加者	398
7-3	別添資料	398
	別添資料 1 報告会チラシ	399
	別添資料 1 報告会発表資料	400

1 報告書の概要

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（通称「クリーンウッド法」）が2016年5月20日に公布され、2017年5月20日に施行された。

本法に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の取組を一層推進するためには、木材関連事業者が効率的に合法性の確認等の取組が実施できるよう、生産国における木材の流通や関連法令に関する国からの情報提供を緊急に充実させる必要がある。

本報告書は、「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集（熱帯地域）事業の実施結果について以下のとおり報告する。

第2章で本事業の概要について説明し、第3章で「クリーンウッド法」の概要を示す。本事業の対象国（フィリピン、タイ、ブラジル、エクアドル、ラオス）における調査結果は、第4章で取りまとめる。第5章では、対象国での調査を効果的、効率的に行うために実施した国内調査について報告する。第6章で、本事業において実施した3回の調査委員会について取りまとめ、第7章では、平成31年3月8日に開催した事業者向け報告会について報告する。

なお、別冊に対象国での調査を実施したコンサルタント（表 1-1-2 参照）が提出した各国報告書（英語）（フィリピン、タイ、ブラジル、エクアドル、ラオス）を掲載する。

2 事業概要

2-1 事業の目的

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（通称「クリーンウッド法」）が2016年5月20日に公布され、2017年5月20日に施行された。2017年11月からは、本法に基づく木材関連事業者の登録が始まった。

本法に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の取組を一層推進するためには、木材関連事業者が効率的に合法性の確認等の取組が実施できるよう、生産国における木材の流通や関連法令に関する国からの情報提供を緊急に充実させる必要がある。このため、林野庁ホームページ内に情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を公開した。

本事業は、木材関連事業者が取り扱う木材等の合法性の確認を適切に実施でききるよう、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集して、「クリーンウッド・ナビ」に掲載できる形に取りまとめることを目的とする。

2-2 事業の実施内容等

『「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集（熱帯地域）に係る仕様書』に示された本事業の内容は、次の通りである。

（1）事業概要

生産国における現地情報の収集

木材関連事業者が取り扱う木材等の合法性の確認を適切に実施できるよう、以下の取組により、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集して、「クリーンウッド・ナビ」に掲載できる形に取りまとめる。

（2）事業の具体的内容

事業の具体的内容は以下の通りとする。なお、事業の実施にあたっては、あらかじめ林野庁と協議のうえ、実施することとする。

① 調査対象国

熱帯地域（フィリピン、タイ、ブラジル、エクアドル、ラオス等）

② 調査内容

ア 森林の伐採に関する法令等の調査

- ・ 伐採に関する法令の概要
- ・ 伐採に関する許可証等の法令に基づく書類の有無

- ・ 伐採の合法性が確認できる（証明システム）の事例及びその発行条件
- イ 伐採の流通段階における法令調査
 - ・ 木材の流通段階における法令の有無及び事例
 - ・ 木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの有無及び事例
- ウ 木材流通状況調査
 - ・ 調査対象国の木材流通の特徴（主要な木材輸出製品、木材の原産国等）
 - ・ 違法伐採に関する情報の有無・あればその内容

（3）調査方法

林野庁、学識経験者、業界団体等から成る調査委員会を設置し、事業実施期間中、3回以上（開始、中間報告、取りまとめ）開催する。調査委員会では、調査対象国の既往情報を整理した上で、現地情報を含む調査計画を作成するとともに、調査の進捗状況の管理や、調査結果の整理・分析、事業成果のとりまとめを行う。

現地調査に当たっては、②の調査内容について、政府機関、業界団体、企業等に対して、ヒアリング調査を実施する。

本事業では、5カ国（フィリピン、タイ、ブラジル、エクアドル、ラオス）において、上記仕様書で示された内容を実施した。さらに、本事業計画書とおり、第一回調査委員会での議論を踏まえて、対象国で実際に調査を開始する前に日本国内の調査を実施した（詳細は本報告書「5 国内調査」参照）。国内調査の目的は、対象国での調査を効果的、効率的に行うために、対象国（フィリピン、タイ、ブラジル、エクアドル、ラオス等）から日本に輸入される木材、木材製品を明らかにし、日本の木材関連事業者が合法確認を行う際のニーズを把握することである。

本事業において得られた情報は、平成31年3月8日に開催した事業者向け報告会で発表した（詳細は本報告書「7 事業者向け報告会」参照）。

2-3 事業の実施体制

1) 統括事業責任者

本事業の統括事業責任者（Project Director）には、国際熱帯木材機関（ITTO）の林産物貿易・林産業担当次長のスティーブ・ジョンソン（Steve Johnson, Ph.D.）が従事した。

2) 事業責任者

本事業の事業責任者（Project Manager）には、国際熱帯木材機関（ITTO）の林産物貿易

易・林産業担当部長のテトラ・ヤヌアリアディ（Tetra Yanuariadi, Ph.D.）が従事した。

3) ITTO本部の実行体制

本事業の実施に当たって、ITTO本部においては、統括事業責任者のスティーブ・ジョンソン、事業責任者のテトラ・ヤヌアリアディのほか、森林法の施行とガバナンスの向上及び貿易（FLEGT）に関する事業及びプロジェクト進行管理、財務処理の経験をもつ職員による以下のチーム（表1-1-1）を編成した。

表1-1-1 ITTO本部のプロジェクト人員配置

担当	氏名	所属
会計担当者 Account Manager	川口才文 Simon Kawaguchi, Mr.	総務担当官 Finance and Administrative Officer (Div. of Operations)
	鈴木舞子 Maiko Suzuki, Ms.	総務部 上級財務・総務アシスタント Senior Finance / Administrative Assistant (Div. of Operations)
事業担当者 Project Officer	シャーム・サックル Sheam Satkuru, Ms.	総務担当事務局次長 Assistant Director (Div. of Operations)
	赤堀聡之 Satoshi Akahori, Mr.	事務局次長、森林経営部担当 Assistant Director (Div. of Forest Management)
	藤崎泰治 Taiji Fujisaki, Mr.	森林経営部・客員研究員 Policy Researcher (Div. of Forest Management)
	田村菜穂 Naho Tamura, Ms.	木材貿易・産業部プログラムアシスタント Programme Assistant (Div. of Trade and Industry)

4) 調査実施者

対象国の調査及び日本国内調査にあたって、それぞれの国の林業、木材産業に精通し、ITTOでの業務経験が豊富で信頼できるコンサルタント及び研究機関に調査を発注した（表1-1-2）。

表 1-1-2 本事業で調査を発注したコンサルタント一覧

対象国	氏名	所属等
フィリピン調査	パトリック・ダースト Patric Durst, Mr.	Independent Forestry and Natural Resources Consultant
タイ調査		
ブラジル調査	イワン・トマセリ Ivan Tomaselli, Mr.	STPC コンサルティング社部長 Managing Director, STCP Consulting Ltd.
エクアドル調査		
ラオス調査	クリストファー・フリント Christopher Flint, Mr.	Independent Forestry and Natural Resources Consultant
日本（及びフィリピン、タイ、ラオス調査支援）	鮫島弘光 Hiromitsu Samejima, Mr. 山ノ下麻木乃 Makino Yamanoshita, Ms.	公益財団法人 地球環境戦略研究機関 Institute for Global Environmental Strategies (IGES)

2-4 事業の実施スケジュール

本事業は、平成 31 年 3 月 15 日まで以下のスケジュール（表 1-1-3）で実施した。

表 1-1-3 主な事業活動の実施スケジュール

時期	活動内容
平成 30 年 5 月 17 日	第一回調査委員会

平成 30 年 5 月～7 月	事前調査及びコンサルタントの選定
平成 30 年 8 月～9 月	国内調査：文献調査、UN COMTRADE 等の貿易統計データの分析、聞き取り調査、アンケート調査等
平成 30 年 8 月～平成 31 年 2 月	対象国（フィリピン、タイ、ブラジル、エクアドル、ラオス）調査：文献調査、第 1 次報告書作成（英語版）、現地調査（聞き取り調査、現場視察）、第 2 次報告書作成（英語版）、追加的調査・情報収集等
平成 30 年 10 月 11 日	第二回調査委員会
平成 31 年 1 月～2 月	各国報告書（英語）の日本語翻訳作業
平成 31 年 2 月 4 日	第三回調査委員会
平成 31 年 3 月 8 日	事業者向け報告会

3 クリーンウッド法の概要

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）」が2016年5月20日に公布され、2017年5月20日に施行された。

同法は、我が国又は原産国の法令に適合して伐採された木材及びその製品の流通及び利用を促進することを目的として、対象となる木材等や木材関連事業者の範囲、登録方法等を定めるとともに、木材関連事業者及び国が取り組むべき措置についても定めている。

3-1 基本方針

クリーンウッド法に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本的な方向、措置、及びその意義についての知識と普及等について、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針」に定めている。また同法の対象となる木材等、木材関連事業者の定義や取り組むべき措置、合法性の確認方法、国が取り組むべき措置等について規定している。

3-2 合法性の確認方法

合法性の確認は、第一種木材関連事業において最初に行われ、第二種木材関連事業においては、第一種木材関連事業において合法性の確認が行われた木材等について再確認することになり、両者の合法性の確認方法は異なる。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則において、木材関連事業は次のとおりに区分されている。

1) 第一種木材関連事業

- ① 樹木の所有者から当該樹木を材料とする丸太を譲り受けた者が行う当該丸太の加工に加え、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。以下同じ。）を行う事業（第三者に委託して当該加工、輸出又は販売をする事業を含む。）
- ② 樹木の所有者が行う当該樹木を材料とする丸太の加工又は輸出を行う事業（第三者に委託して当該加工又は輸出をする事業を含む。）
- ③ 樹木の所有者から当該樹木を材料とする丸太の販売の委託を受けた者（その者から当該丸太の販売の再委託を受けた者を含む）が行う当該丸太を木材取引のために開設される市場において販売をする事業
- ④ 木材等の輸入をする事業

2) 第二種木材関連事業

木材関連事業者が行う事業のうち、第一種木材関連事業以外の事業

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針において、木材等の合法性の確認方法として、次の方法が挙げられる。

(1) 第一種木材関連事業のうち、1) ①、③又は④における合法性の確認方法
樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者に対して、次の書類(電磁的記録を含む。以下同じ。)を提出させ、法令等情報、樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者との取引実績その他必要な情報を踏まえて、これらの書類の内容を確認する。

ア 樹木の所有者から譲り受け、若しくは販売の委託若しくは再委託を受けた丸太又は輸入した木材等についての次の事項を記載した書類

- ・ 種類及び原材料となっている樹木の樹種
- ・ 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域
- ・ 重量、面積、体積又は数量
- ・ 原材料となっている樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者の氏名又は名称及び住所

イ アの丸太又は木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類

上記の方法によって合法性が確認できない場合には、次のいずれかの措置を実施する。

ウ 合法性が確認できない木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことに係る情報であって、上記イの書類以外のものを収集し、法令等情報、その他必要な情報を踏まえて、当該情報の内容を確認する。

エ 合法性の確認ができない木材等を取り扱わない。

(2) 第一種木材関連事業のうち、1) ②における合法性の確認方法

法令等情報、その他必要な情報を踏まえて、次の書類の内容を確認する。

オ 自ら所有する樹木を材料とする丸太についての次の事項を記載した書類

- ・ 種類及び原材料となっている樹木の樹種
- ・ 原材料となっている樹木の樹種が伐採された国又は地域
- ・ 重量、面積、体積又は数量

カ オの樹木が我が国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類

上記の方法によって合法性が確認できない場合には、次のいずれかの措置を実施する。

キ 合法性が確認できない木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことに係る情報であって、カの書類以外のものを収集し、法令等情報、その他必要な情報を踏まえて、当該情報の内容を確認する。

ク 合法性が確認できない木材等を取り扱わない。

(3) 第二種木材関連事業における合法性の確認方法

木材等を譲りうける際に提供された書類、その他これに類する書類の内容を確認する。譲り渡される書類には、以下の旨が記載されている。

ケ 第一種木材関連事業者から木材等を譲り受ける場合には、第一種木材関連事業の合法性の確認方法（上記（1）又は（2）の①から③）によって確認し、合法性が確認できた旨

コ 第二種木材関連事業者から木材等を譲り受ける場合には、その第二種木材関連事業者が木材等を譲り受ける際に提供された書類、その他これに類する書類の内容を確認し、合法性が確認できた旨

また、クリーンウッド法第8条の木材関連事業者の登録、その他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に資する制度に基づく登録、認証又は認定を受けている者から木材等を譲り受ける場合には、その登録、認証又は認定を受けている旨

